

大雪地区広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年 12 月 20 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項、第 204 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(準用)

第 2 条 会計年度職員の給与及び費用弁償に関しては、東川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東川町条例第 19 号）を準用する。

(準用による読み替え)

第 3 条 前条の規定による条例を準用する場合において、「町長」とあるのは「連合長」と、読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(大雪地区広域連合職員定数条例の一部改正)

2 大雪地区広域連合職員定数条例（平成 15 年大雪地区広域連合条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「臨時又は非常勤の職員」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員、同法第 22 条の 3 第 4 項に規定する臨時的任用職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」に改める。